

2016(平成 28)年度 第 3 回大学院法務研究科 (法科大学院) 教授会 議事録要旨

日 時： 平成 29(2017)年 6 月 14 日 (水) 14 時 00 分 ~14 時 38 分
場 所： 大東文化大学大学院法務研究科 (法科大学院) 3 階 S303 教室
構成員数： 11 名 (定足数 6 名)
出席者： 10 名 (定足数充足)
欠席者： 1 名
議長： 片山 克行 (法務研究科長)

議 案：

議案 1. 既修得単位の認定について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、学生の他大学大学にて修得した「法曹倫理」の 1 科目 2 単位の認定について説明が為された。審議の結果、教授会は既修得単位の認定について承認した。

議案 2. 平成 29(2017)年度前期定期試験の実施について

議長の指名により教務委員会委員長より、前期定期試験は履修学生数 3 名以下(2 コマ開講科目については合計の人数)の科目で、成績評価基準・方法の変更について履修学生全員の同意がある場合については定期試験を実施しない方向性とした旨提案が為された。続いて、資料 1 の時間割表は定期試験を実施する科目である旨の説明が為された。この他、試験期間、追試験、成績評価資料の提出、試験終了後のフォローアップ、試験問題の公開、成績の異議申し立て等、試験実施に関わる諸対応について確認が為された。審議の結果、前期定期試験に係る時間割および諸対応について、教授会はこれを承認した。

議案 3. 授業評価アンケートの実施について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、昨年度同様に、履修者数が少ない科目が増えている中で授業相互参観は止め、授業評価アンケートについては継続させていく方向性が示された。審議の結果、教授会はこれを承認した。

報告承認事項：

1. 学籍異動について (法務研修生の退学)

議長の指名により学生委員会委員長より、5 月 31 日研究科長承認にて学長決裁となっている法務研修生 2 名の退学申請について報告が為された。上記法務研修生の退学について、教授会はこれを承認した。

2. 【自己点検・評価】2017 年度点検・評価シート作成及び提出について (法務研究科)

議長より資料に基づき、自己点検・評価における 2017 年度点検・評価シートの作成についてはこれまで通り執行部が分担して作成すること、本シートに対する以後の細かな修正については執行部に一任願いたい旨の確認が為された。次いで、6 月 15 日が本提出の締切りであり、資料の通り主管部署である総合企画室に提出することの報告が為された。教授会は本シート作成・修正に際し執行部一任とすること、及び当該シートを提出することを承認した。

報告事項：

1. 平成 29(2017)年度司法試験短答式試験の結果について

議長より資料に基づき、平成 29(2017)年度司法試験短答式試験における結果について報告が為された。

2. 大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）廃止に至るまでの間の教員の責任授業回数等の勤務に関する規則第 4 条第 1 項に係る報告について

議長より、資料に基づき、平成 30（2018）年度に責任授業回数を満たし得ないことが見込まれる教員として 2 名の教授を報告したことの報告が為された。

3. 今後の大東ロージャーナルの発刊方針並びに第 14 号原稿募集について

議長の指名により大東ロージャーナル編集委員長より、編集委員会で大東ロージャーナルは平成 29(2017)年度及び平成 30(2018)年度のそれぞれ 3 名ずつの退職者を記念する「退職記念号」としてこの 2 年間連続して発刊を行う決定をした旨報告が為され、平成 29(2017)年度に発刊する 14 号への寄稿が求められた。原稿は、退職者をはじめ被献呈者も含めて広く募集し、巻頭言は、研究科長が退職予定であるため、編集委員長か研究科長代行者のいずれかが執筆することになり、原稿締め切り日は、3 月の教授会日に献呈できるように、12 月末までとする旨連絡が為された。

4. 平成 29(2017)年度 ゼミ合宿（課外活動）に伴う申請について

議長の指名により学生委員会委員長より、平成 29(2017)年度 ゼミ合宿（課外活動）に伴う申請について、①教員 1 名当りの年度額は 50,000 円であること、②書類提出期限は出張日 7 日前、仮払いを受ける場合は 10 日前、及び帰着日の 7 日以内に提出すること、③年度末(3 月)に出張する場合は必ず事前に報告する旨諸注意が指摘され、希望する場合は法務研究科事務室に申し出る旨連絡が為された。

5. 法務研究科の超過時間手当、責任回数に満たない教員（減額）の取扱いについて

議長より、今年度における法務研究科の超過時間手当、責任回数に満たない教員（減額）の取扱いについて、現時点での後期授業開講計画では、超過者はおらず全員が下限コマ数を充足する見込みである旨の報告が為された。

6. 5 月 27 日（土）の補講について

議長より、資料に基づき、爆破予告により休講になった 5 月 27 日（土）の補講は 7 月 26 日までに実施して欲しいとの学長より要請が報告された。

7. 大東文化大学環境創造学部における学生募集の停止後廃止に至るまでの間の学部運営体制の整備に関する規則

議長より、資料に基づき、本規則は、学生募集停止後廃止に至るまでの環境創造学部運営体制について、学部長他役職者の社会学部役職者の兼務、教授会に代わる管理運営委員会設置の他、現環境創造学部所属教員で以後に所属する、環境創造学部、社会学部、それ以外の他学部ごとの環境創造学部運営への協力責任を規定するものである旨報告が為され、法務研究科教授会から意見があれば学務部に報告する旨呼びかけられた。教授会から特段の意見は出されなかった。

8. 大学非常勤講師就業規則に基づく退職発令について

議長より、資料に基づき、非常勤講師就業規則が制定されたことに伴い、履修登録者がいない科目の担当者に対し退職発令をするが、履修登録者がいない学期により退職の如何、退職期日（5 月末日、11 月末日）を判断する統一見解が示された旨の報告が為された。

9. その他

(1) 法務研究科教員ご母堂の葬儀について

議長より、法務研究科教員のご母堂逝去にかかる葬儀について、専任教員の親族が死亡した場合の大学の措置にならい、法務研究科では弔電と供花を献じ、費用は法科大学院専任教員親睦会費から支弁することについて事後承諾を得たい旨の報告があり、教授会はこれを承諾した。

(2) 閉科に際しての法務研究科の方向性について

教授会出席者より、環境創造学部同様に、法務研究科閉科に向けての学園の方針について質問があった。議長より、現時点では未確定であるが、理事会や常務審議会では信濃町校舎の移転が求められているようであるが、法科大学院執行部としては昨年来、一貫して教育の質の確保を求めている旨の回答が為された。教授会出席者から、移転に際しては、法務研究科生のみならず、法務研修生へのフォローも重要な配慮事項であり、学園執行部への協議を働きかけて欲しい旨の発言がなされた。これに対して議長からは、しかるべき時期に学園執行部との協議を行うつもりであり、移転について明確になった事項については、皆さんに報告する旨の発言がなされた。

以上予定された議案の審議及び報告がすべて終了したので、議長は14時38分閉会を宣した。

以 上